

令和8年3月

第145回丹波市議会定例会議案書

人事案件は白ページに  
しています。  
( P1 ~ P28 )

























































議案第13号

丹波市過疎地域持続的発展計画の変更について

丹波市過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議決を求める。

令和8年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

議案第14号

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定  
について

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例（平成16年丹波市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

診療所医師	月額(1)(2)の合算 (1) 本給月額100分の50の額に475,000円を加えた額の範囲内 (2) 医師が行った診療及び手術についての手数料の100分の60を超えない範囲
予防衛生等の業務に従事する診療所職員	1年30,000円（補助的業務を行う者5,000円）を超えない範囲内
学校医又は幼稚園医としてその業務に従事した診療所医師	・学校医年60,000円を超えない範囲内
	・幼稚園医年60,000円を超えない範囲内
保育所（園）医又は認定こども園医としてその業務に従事した診療所医師	・保育所（園）医年60,000円を超えない範囲内
	・認定こども園医年60,000円を超えない範囲内
産業医手当	月額20,000円を超えない範囲内

」

を

「

診療所医師	月額(1)(2)の合算 (1) 本給月額100分の50の額に475,000円を加えた額の範囲内 (2) 医師が行った診療及び手術についての手数料の100分の60を超えない範囲
-------	---

看護師待機手当	丹波市青垣訪問看護ステーションの看護師が正規の勤務時間以外の時間帯（午前8時30分から午後5時15分まで又は午後5時15分から翌日の午前8時30分まで）において自宅等で待機を命ぜられた場合 1回につき2,000円以内
予防接種手当	診療所の職員が予防接種業務に従事した場合 医師 年額30,000円以内 補助的業務に従事する者 年額5,000円以内
学校医手当	診療所の医師が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項に規定する学校医としてその業務に従事した場合 1校につき年額60,000円以内
産業医手当	月額20,000円以内

に改め、同表中

「

教務手当（看護専門学校専任教員）	月額26,100円以内
------------------	-------------

を

「

教務手当	丹波市立看護専門学校の専任教員が講師として研修、講義又は実習指導の業務に従事した場合 月額26,100円以内
------	---

に改め、同表備考を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



円」に改め、同号カ中「3,200円」を「3,350円」に改め、同項第3号ア中「5,900円」を「6,160円」に改め、同号ウ中「2,120円」を「2,400円」に改め、同号エ中「世帯区分」を「世帯の区分」に改め、同号エ（ア）中「1,480円」を「1,600円」に改め、同号エ（イ）中「740円」を「800円」に改め、同号エ（ウ）中「1,110円」を「1,200円」に改め、同号オ中「2,540円」を「2,660円」に改め、同号カ中「1,280円」を「1,340円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,425円」を「4,620円」に改め、同号イ中「7,375円」を「7,700円」に改め、同号ウ中「11,800円」を「12,320円」に改め、同号エ中「14,750円」を「15,400円」に改め、同項第2号ア中「1,590円」を「1,800円」に改め、同号イ中「2,650円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「4,240円」を「4,800円」に改め、同号エ中「5,300円」を「6,000円」に改め、同条第3項第2号中「第5条の規定により算定した」を「第4条に規定する」に改め、同項第4号中「第7条の2の規定により算定した」を「第7条に規定する」に改め、同項第6号中「第9条の2の規定により算定した」を「第9条に規定する」に改める。

附則第6項中「、第34条第4項」を「、第34条第1項」に改める。

附則第8項中「に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する」を「の一般株式等に係る譲渡所得等を有する」に改める。

附則第15項中「、利子所得」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の丹波市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第16号

丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

丹波市福祉医療費助成条例（平成16年丹波市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「市内に住所を有する」を削り、同条第3号中「市内に住所を有する」を削り、同号ただし書を削り、同条第4号を次のように改める。

（4） 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあつて別表第1に該当する者をいう。

第2条第5号から第7号までを削り、同条第8号中「及びその児童」及び「市内に住所を有する」を削り、「の規定に該当する配偶者のない女子及びその者が監護している児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあつて別表第1の規定に該当する者」を「に規定する配偶者のない女子で、現に児童を扶養し、かつ、監護しているもの」に改め、同号を同条第5号とし、同条第9号中「及びその児童」及び「市内に住所を有する」を削り、「の規定に該当する配偶者のない男子及びその者が監護している児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあつて、別表第1の規定に該当する者」を「に規定する配偶者のない男子で、現に児童を扶養し、かつ、監護しているもの」に改め、同号を同条第6号とし、同条第10号中「市内に住所を有する」を削り、同号を同条第7号とし、同条第11号を同条第8号とし、同条第12号中「法第7条第1項」を「法及び法第7条第1項」に改め、同号を同条第9号とし、同条第13号中「当該医療」を「医療」に、「医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）及び医療保険各法以外の法令の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において医療に関する給付額」を「次に掲げる額」に改め、同号に次のように加える。

ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付の額を含む。）

イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額

第2条中第13号を第10号とし、第14号を第11号とし、同条第15号中「その者の属する世帯の世帯主及びすべて」を「その属する世帯の世帯主及び全て」に改め、同号を同条第12号とし、同条第16号中「その者の属する世帯の世帯主及びすべて」を「その属する世帯の世帯主及び全て」に改め、「収入金額をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「前年の合計所得金額」を「前年の所得」に改め、同号を同条第13号とする。

第3条第1項中「次の各号に掲げる者」を「市内に住所を有する者であって次の各号に掲げるもの」に改め、同項第1号ア（ア）中「合計所得金額」を「所得」に改め、「合計額」の次に「（以下「前年所得額」という。）」を加え、同号イ中「医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額」を「前年所得額」に改め、同項第2号中「当該重度障害者」を「重度障害者」に、「婚姻と」を「婚姻関係と」に、「重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその重度障害者の生計を維持する者について」を「当該重度障害者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）で当該重度障害者の生計を維持するもの」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3）乳幼児等 乳幼児等の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳幼児等を現に監護するものをいう。以下同じ。）（保護者が乳幼児等の生計を維持できない場合にあっては、乳幼児等の扶養義務者で当該乳幼児等の生計を維持するもの）であるとき。

第3条第1項第4号中「及び養育者」を「（母子家庭の母又は父子家庭の父が児童の生計を維持できない場合にあっては、これらの者の扶養義務者で当該母子家庭の母、父子家庭の父及び児童の生計を維持し、かつ、当該児童を現に監護するもの）又は養育者」に、「前年所得（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）」を「前年の所得」に、「に規定する額のうち」を「の規定により」に、「される額以下」を「されないこととなる額未満」に改め、「（低所得者である場合には、児童扶養手当が支給停止となる額未満であるとき）」を削り、同号後段を削り、同条第2項中「この福祉医療費」を「福祉医療費の」に改める。

第4条第1項中「について」を「の区分に応じ」に改め、「その者（保護者を含む。以下同じ。）が現に医療機関等に支払った額を超えない範囲で」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、現に医療機関等に支払った額を超えることができない。

第4条第1項第2号中「精神疾患」の次に「の入院療養」を加え、同号アただ

し書中「この号から第4号までについて」を「以下この号及び第4号において」に改め、同項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 乳幼児等 乳幼児等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合においては、被保険者等負担額に相当する額とする。

第4条第2項中「前項各号」を「前項第1号、第2号及び第4号」に改め、同条第3項中「第1項各号」を「第1項第1号、第2号及び第4号」に改め、同条第5項を削る。

第6条第1項中「保護者」の次に「及び養育者」を加える。

附則第3項中「及び第3号」を削る。

附則第4項中「第3条第1項第2号及び第3号に規定」を「第3条第1項第2号に規定」に、「第3条第1項第2号及び第3号に掲げる」を「同号に掲げる」に改める。

附則中第5項及び第6項を削る。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第17号

丹波市国民健康保険青垣診療所設置条例及び丹波市国民健康保険青垣診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市国民健康保険青垣診療所設置条例及び丹波市国民健康保険青垣診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市国民健康保険青垣診療所設置条例及び丹波市国民健康保険青垣診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

(丹波市国民健康保険青垣診療所設置条例の一部改正)

第1条 丹波市国民健康保険青垣診療所設置条例(平成16年丹波市条例第128号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号を削る。

(丹波市国民健康保険青垣診療所の使用料及び手数料条例の一部改正)

第2条 丹波市国民健康保険青垣診療所の使用料及び手数料条例(平成16年丹波市条例第129号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第2項を削る。

別表第1の6の項及び7の項を削り、同表中

「

8	通所リハビリテーションの利用による食事の提供に関する料金
9	死後の処置に係る処置料

」

を

「

6	通所リハビリテーションの利用による食事の提供に関する料金
7	死後の処置に係る処置料

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第18号

丹波市青垣訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市青垣訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市青垣訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例

丹波市青垣訪問看護ステーション条例（平成16年丹波市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「丹波市青垣町沢野115番地」を「丹波市青垣町沢野114番地」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第19号

丹波市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市介護保険条例の一部を改正する条例

丹波市介護保険条例（平成16年丹波市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「すべて」を「全て」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、暫定賦課を行う場合は、暫定賦課に係る納期終了後の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

附則に次の3条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第10条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収

入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。
- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）

を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免)

第12条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条及び前条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの(令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを本市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。)がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(第4条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)が、当該みなし課税者に令附則第25条及び前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(次項において「令附則第25条等非適用保険料段階」という。)よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

- 2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。
- 3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第20号

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約を変更することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、議決を求める。

令和8年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 工事名 漢方の里総合運動公園整備工事（第3期）
- 2 契約金額 変更前 176,000,000円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 16,000,000円）  
変更後 163,460,000円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 14,860,000円）
- 3 契約の相手方 名称 株式会社 森津工務店  
代表者 代表取締役 足立 裕之  
所在地 兵庫県丹波市山南町小野尻334番地の1

議案第21号

丹波市消防審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市消防審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市消防審議会設置条例の一部を改正する条例

丹波市消防審議会設置条例（平成16年丹波市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（組織）

第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 自治会を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

第3条中「当該諮問に係る審議」を「次条の規定による諮問に関する調査審議」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条を次のように改める。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

第6条中「委員長」を「会長」に改める。

第7条第2項中「委員長」を「会長」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

第9条中「市長が別に」を「会長が会議に諮り、これを」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

消防審議会委員	日額	7,000
---------	----	-------

」

を

「

消防審議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000

」

に改める。

議案第22号

丹波市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定  
について

丹波市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

丹波市消防団員等公務災害補償条例（平成16年丹波市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「1万円」に改め、同号ただし書中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた丹波市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第23号

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例（平成16年丹波市条例第212号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

農業集落排水施設	和田南浄化センター	丹波市山南町梶36番地1	梶、前川、小新屋、金倉、和田の一部、北和田の一部
農業集落排水施設	太田久下浄化センター	丹波市山南町金屋716番地	太田、大河、池谷、長野、玉巻、岡本、金屋、大谷、松ヶ端
農業集落排水施設	和田西浄化センター	丹波市山南町小野尻618番地2	富田、小野尻、小畑、西谷、山本、五ヶ野、坂尻

」

を

「

農業集落排水施設	和田南浄化センター	丹波市山南町梶36番地1	梶、前川、小新屋、金倉、和田の一部、北和田の一部
農業集落排水施設	和田西浄化センター	丹波市山南町小野尻618番地2	富田、小野尻、小畑、西谷、山本、五ヶ野、坂尻

」

に改める。

別表第2中「太田久下浄化センター」を削る。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

議案第24号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和8年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 物 品 名 教職員用タブレット端末等購入
- 2 契約金額 107,730,700円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 9,793,700円)
- 3 契約の相手方 名 称 株式会社 デンテックス  
代表者 代表取締役 岸田 好史  
所在地 兵庫県丹波市柏原町南多田143番地の1

議案第25号

児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和8年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年丹波市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第7条ただし書中「市長」を「市」に改める。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第1項第2号中「県」を「保健所」に改め、同条第2項第3号中「市長」を「市」に改める。

第18条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第22条第2項、第38条第4号及び第5号並びに第41条中「市長」を「市」に改める。

(丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例（平成26年丹波市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第22号中「の規定において」を「において」に、「市長」を「市町村」に、「同条」を「次条」に改める。

第3条第3項中「市」を「市町村」に改める。

第7条中「市長」を「市町村」に改める。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

第30条第3項中「市長」を「市町村」に改め、同条第4項中「市長」を「市町村」に、「当該市」を「当該市町村」に改め、同条第5項中「市長」を「市町村」に改める。

第32条第2項、第34条第2項第3号及び第42条中「市長」を「市町村」に改める。

第44条第1項ただし書及び第6項中「市長」を「市」に改める。

第51条第2項第3号及び第54条第3項中「市長」を「市町村」に改める。

（丹波市アフタースクールの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 丹波市アフタースクールの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「市長」を「市」に改める。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

（丹波市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 丹波市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年丹波市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第22条第8号中「の各号」を削る。

第5条 丹波市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第3条中「職員」の次に「（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。）」を加える。

第10条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「、終了」を「及び終了」に、「及び」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第29条を第30条とする。

第28条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改め、同条を第29条とする。

第27条中「第24条及び第25条」を「第25条及び第26条」に改め、同条後段を削り、同条を第28条とする。

第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第24条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第26号

丹波市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例  
の制定について

丹波市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和8年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）の例による。

(一般原則)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(利用定員)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

(面談)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等

支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。  
(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。  
(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
  - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しよう

とするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。  
(その他)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。